

## 『税法学』執筆の勸奨に関する申し合わせ

2026年6月12日 編集委員会承認

### (目的)

第1条 この申し合わせは、日本税法学会投稿規程（以下「投稿規程」という。）第4条第2項但書が定める編集委員会がとくに認める投稿（以下「本部枠」という。）の勸奨に関し、編集委員会の依頼方針と手続に関して定めることを目的とする。

### (趣旨)

第2条 本部枠についての執筆の勸奨は、次に掲げる事項に関して行うこととする。ただしこれ以外の勸奨をすることを妨げない。

- 一 学会活動又は研究領域形成に継続的に貢献した研究者（以下「勸奨対象者」という。）による裁判例及び裁決例の検討
- 二 勸奨対象者による若手研究者育成支援のための書評執筆

### (勸奨対象者の選定)

第3条 勸奨対象者は、編集委員会が、次に掲げる事項を総合的に考慮して選定する。

- 一 当該分野における研究業績及び実務上の業績
- 二 本学会活動、研究交流又は若手研究者育成への貢献
- 三 地区、世代及び研究対象の多様性
- 四 その他編集委員会が必要と認める事項

2 ある者が勸奨対象者になり、執筆が行われた場合には、その後3年間は勸奨対象者とししない。

### (勸奨の手続)

第4条 勸奨の手続は、以下の順で行う。

- 一 地区研究会が推薦した『税法学』執筆者が決まった後、編集委員会は勸奨対象者を5名程度選定する。
  - 二 編集委員長が勸奨対象者に執筆意向を確認する。
- 2 前項第二号において執筆意向を示した者を本部枠推薦者とし、投稿誓約書を編集委員長に提出させる。
- 3 前項の本部枠推薦者は、その者の所属地区において投稿規程第4条第3項に定める地区査読等を受けることとし、その後の手続については、地区研究会が推薦した『税法学』執筆者と同様の手続にかかるものとする。

以上